

2024 年 9 月 13 日

新宿区長 吉住 健一 様

新宿区長による Colabo に関する不正確な発言の撤回を求める要望書

一般社団法人 Colabo

1 2024 年 7 月 22 日（月）に四谷地域センターで開催された「区長と話そう～しんじゅくトーク」において、吉住区長から当法人に関し、事実と異なる発言がなされたことを確認しました。

吉住区長は、Colabo が東京都と新宿区と三者協定を結んで 2022 年度まで行っていた「若年女性支援事業」について、

『Colabo が①「国の補助金で購入」したピンクのバスで活動しており、②「そのバスで政治活動」を行い、③東京都がそれを「目的外使用である」とした。さらに、東京都に対する監査の過程で協力を求められた際、Colabo が④監査に領収書を確認せず、⑤東京都が「公金として支出したものについてのチェックができない状態に陥つた』という趣旨の発言をしました。（新宿区が開示した議事録を文書の最後に添付します。）

しかし、①から⑤は、事実ではありません。

そして、吉住区長はそれらを理由に、Colabo が 2022 年 3 月まで 10 代女性向けの支援活動として「バスカフェ」の活動を行っていた新宿区役所前の貸し出しについて、「行政機関として、公有地の貸し出しや、公金による補助を継続的に行うことは難しくなった」と説明しています。

2 吉住区長の発言が、事実に基づかないことを説明いたします。

① ピンクのバスは国の補助金で購入したものではなく、民間公益団体の助成により購入したものです。

② Colabo が活動に使用しているピンクのバスを用いて政治活動をした事実はありません。

これは、「国の補助金で購入されたピンクのバスで政治活動をやってしまったのですよね、都庁前で」と区長が発言されていることから、2023 年 3 月 22 日にバスカフェの活動を中止させた東京都に対して、市民の方が行った抗議活動を指していると思われます。

この日はもともとバスカフェの開催日でしたが、東京都が Colabo に中止要請を行ったため、Colabo は開催を要請し、開催に向けて通常通り準備を行っていました。しかし、活動開始予定の時間になっても東京都から返答はなく、新宿区に連絡したところ、「東京都からは中止と聞いている」とのことでした。

都庁前に、バスカフェ開催を求める市民の方が集まっていると聞いたため、その日のバスカフェ開催はできなくなったという結果の報告に立ち寄ったのであって、政治活動ではありません。

- ③ それについて、東京都から「目的外使用である」と言われた事実はありません。そもそも、ピンクのバスは①でも述べた通り、公金で購入したものではありません。
- ④ 東京都に対する監査の過程で協力を求められた際、Colabo は、監査に領収書を確認せなかったという事実はありません。監査委員から求められた調査に応じ、領収書の確認も受けています。
- ⑤ Colabo が領収書を見せず、東京都が公金として支出したものについてのチェックができない状態に陥ったという事実もありません。

弁護団声明（23 年 3 月 6 日付）でも説明している通り、福祉保健局から提示を求められた領収書原本はすべて提示して、原本の存在の確認を受けています。ただし、Colabo が支援した女性の実名を秘匿して原本を提示した例がありました。

その理由については、弁護団声明「第 3 『領収書の一部提示を拒否』と記載されている件について」をお読みいただき、支援事業の利用者と事業受託者との信頼関係維持の重要性と、「領収書記載の女性のプライバシー情報を保護する必要性」について、ご理解いただきたいと思います。その上で、今後の若年女性支援実施の際に特段に配慮すべき事項として認識いただきたくお願い申し上げます。

東京都が公表した「再調査結果」（2023 年 3 月 3 日）でも、事業の実施に「必要な経費の実績額について調査を行った。調査内容としては、支出の根拠となる領収書や賃金台帳を確認するとともに、これらの支出を管理している台帳と 突合しているかなどを確認した」と明記されています。

こうした監査や再調査の結果、Colabo に不正や公金の不適切な支出はなかったことは明らかになっています。

3 私たち Colabo は 2018 年 10 月から 2023 年 3 月まで、東京都若年女性支援事業の一環として、東京都と新宿区と三者協定を結び、新宿区役所前の敷地で若年女性支援活動としてバスカフェの開催を行ってきました。活動中に使えるように、庁舎の外付けのコンセン트의設置や、トイレを使えるよう玄関を開けておいていただく等のご配慮には感謝しています。

2022 年の夏ごろから、Colabo に対するデマ拡散や誹謗中傷が深刻化し、2022 年 12 月から 2023 年 3 月にかけて、新宿区役所前で開催していたバスカフェにも複数の男性が妨害にやってきました。そのため、Colabo は裁判所に申し立て、妨害の中心となっていたグループが私たちの半径 600 メートル以内に近づいてはならないという接近禁止命令を得ました。警察にも相談し、ボランティアによる警備も強化し、活動を安全に継続し、少女たちを危険から守るための対策を行っていました。

一方、東京都や新宿区は深刻な妨害に対して対策を講じたり、何らかの発信をすることもないまま、東京都は Colabo に対して、活動中止を要請し、新宿区もこれに従いました。それ以降、新宿区に場所の貸し出しをお願いしてきましたが、許可されずにおりました。

この度、2024 年 7 月 22 日の吉住区長の発言により、①から⑤の事実に基づかない事柄が、バスカフェ開催のために新宿区役所前の敷地を貸し出せない理由とされていることがわかりました。

Colabo が東京都と新宿区と三者協定を結んで 2018 年から 2022 年度まで行っていた「若年女性支援事業」は、2024 年 4 月 1 日から施行されている「困難を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）の先駆けとなりました。Colabo は、これまで支援のニーズが顕在化しなかった困難を抱える若年女性のニーズを把握し、関係性を築くことによって、女性支援法の基本理念の一つとして掲げられている「切れ目のない支援」を実施しています。女性支援法は、「市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、業務を行うことができる」としています。（「困難を抱える女性への支援に関する法律」第三章十三条）

そこで、私たちは事実に基づかない発言の撤回を求め、バスカフェの新宿区役所前での再開を求めます。

一、2024 年 7 月 22 日（月）開催「区長と話そう～しんじゅくトーク」における、吉住区長による事実と異なる発言を撤回してください。事実と違う発言により誤解を受けた市民への説明も必要であるため、撤回の事実の公表も求めます。

二、2022 年 3 月まで使用していた新宿区役所前の敷地を Colabo のバスカフェ開催のために貸し出してください。

上記要請について、9 月 27 日（金）までに文書でのご回答をお願いいたします。

新宿区が開示した議事録

様

公文書の写しの送付について

公文書公開決定に基づき、公文書の写しを送付させていただきます。大変恐縮ですが、留意点をご説明いたします。

- 1 今回送付する公文書の写しには、白抜きになっている箇所がございます。これは、今回請求いただいた公文書が「Colabo やホスト問題、その他の支援活動を行う民間団体に関する区長の発言について」となっていたため、それ以外の部分を被覆させていただいたものです。これについては、送付済みの公文書公開決定通知書にも、「区長が回答した部分のみ」と記載させていただいております。
- 2 領収通知書兼領収証書の原本を送付いただきましたが、様にお願ひさせていただいたのは、領収証書の原本ではなく写しの送付のため、領収証書の原本は返却させていただきます。(様に送付した文書を確認いただければと思います。)

送付資料

- 1 公文書の写し 4 枚
- 2 領収通知書兼領収証書 1 通

【連絡先】

〒160-8484

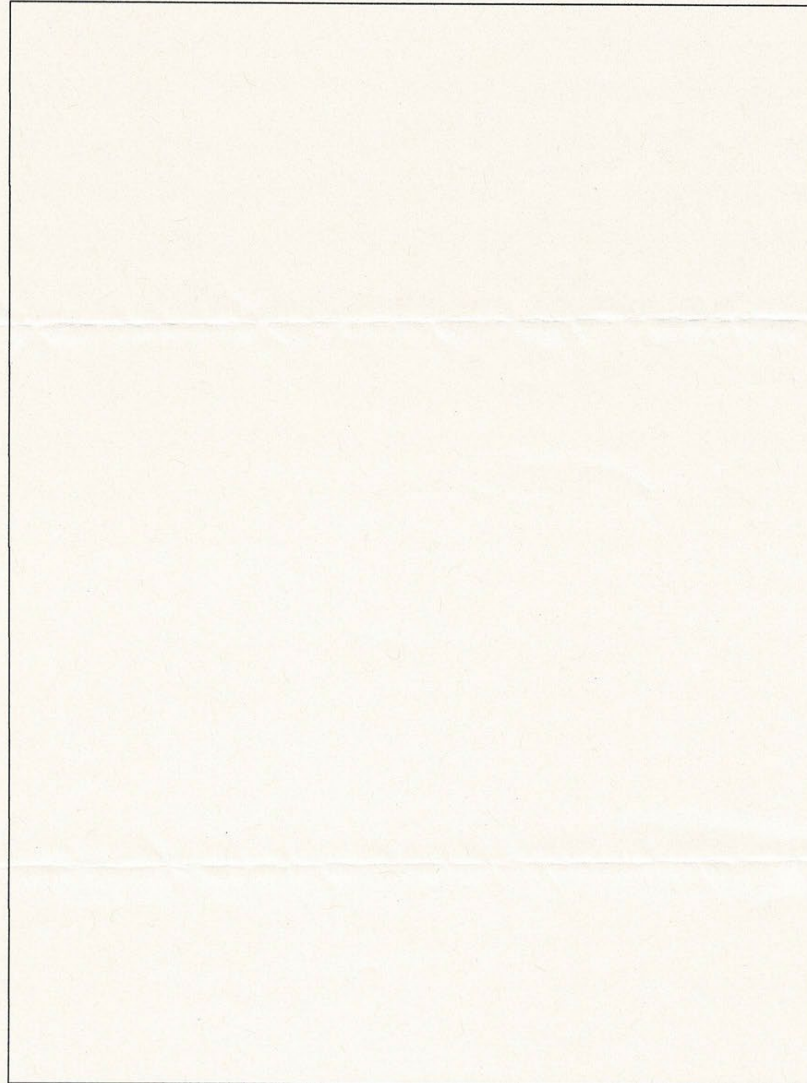
東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1

総合政策部区政情報課

TEL 03-5273-4064 (内線 2112)

FAX 03-5272-5500

Mail johokokai@city.shinjuku.lg.jp



（区長） C o l a b o さん、もともと地元の更生保護女性会の会長さんが、いろいろ講演会を、仁藤さんが開催しましたりして、そのときに私も直接仁藤さんとお目にかかせていただいて、ご本もいただいたりして感想をお伝えしたりですとか、自殺対策の会

に、私のほうでお願いして出席をしていただいたり、その中で駐車場を使えないかということでお話がありましたので、うちの副区長と相談しながら、電気のコンセントの設置場所をつくったり、警備員を回して、あるいは玄関も、夜間も開けて、お手洗いを使えるようにしたりですか、いろいろやってまいりました。

妨害活動が大分活発化してきたのですが、その後、国の補助金で購入されたピンクのバスで政治活動をやってしまったのですよね、都庁前で。そこから東京都さんが、これは目的外使用であるということであるとか、あとはいわゆる会計についての調査があったときに、裁判で勝っているのですが、領収書のいわゆる公開ではなくて、監査に確認させてくださいという要請をしたときに、お断りになられたということで、そうすると、いわゆる公金として支出したものについてのチェックができない状態に陥ってしまった。それは東京都も信用ができないので、公開できませんという、平行線の話が進んでしまったということがありまして、そうすると行政機関としては、なかなか公有地であるとか、あるいは公金による補助であるとか、継続的に行うことはちょっと難しくなったなというのが正直な感想です。

ただ、これまで仁藤さんが行ってきた活動というのは、とても尊いものだと思っていますし、私も、今になってしまうと、仁藤さんから相当Y o u T u b eで悪口というか、お叱りをいただいていますけれども、別に私のほうはそれを言われたとしても、怒るつもりも、気持ちも湧きませんので、引き続きやっていただければと思います。

あと、やはり支援団体の方々、それぞれ得意分野があって、アウトリーチでも、ちょっと違うアウトリーチをしている方々がいらっしゃったり、あと子どもたちと対話をしながら、これ以上非行に走らないようにということで、ご飯も食べさせてあげたりですか、シェルターに泊ませるですか、ちゃんと親の承諾をとった上ですよ。とらないと、誘拐で、今度支援した人が捕まってしまうので、そういう手順をちゃんと踏んだ上でやられていますが、ただそういった団体同士の連携ができてくれるといいなと思っているのですが、どうしてもお互いの得意分野、あるいは自分の一番大事にしていることの優先順位の違いがあったりすると、対立、割れてしまったり、なかなか、支援団体同士でのしり合いが始まってしまうとか、そのようなこともまま見られていますので、そこは地元と一緒に連携している者としては、苦慮しているところの1つではあります。

その辺のことはやはりクリアしていかないと、なかなか従来の形では難しいかなとは思っているのですが、逆に今は、民間の土地を無償でお借りになっていると思いますので、

そのほうが実はすごく自由度の高い活動ができるのかなというふうには感じております。うちですと、毎週何曜日のどことか、月に1回お貸していたんですけれどね。最後の頃は、妨害されるようになってからは毎週になって回数が増えたというのがあったのですが、定期的に区のほうも様々な外壁工事ですとか修繕なんかもやったりすると、しばらく予定どおりのところで使えなかったりとか、ご迷惑をおかけしてしまうこともありますので、なかなか今のところは難しい状況かなとは思っています。ただ、本当に仁藤さんはじめ、様々な支援団体あるのですけれど、それぞれの活動ができるだけ有効に、効率的にできるようになってくれればなというふうには思っております。

それから、ホストさんの問題。これもすごく皆さん誤解しているのですが、区が法律に基づいて届け出がされて、公安委員会が認めている商売を条例で勝手に禁止にできないんですね。ところがマスコミの皆さんもそうなんですけれど、「何で、区で摘発できないんですか」とかとなるのですが、私たち食中毒とか、飲食店なので、あそこも。食中毒とかそういうものであると調査に入れるのですが、違法行為については、特に深夜の時間帯に行われていますので、もう完全に警察の案件なのですね。ですが、どうも皆さん誤解をされているようで、区が立ち入り調査をして摘発できると思いついていらっしゃるので、何らそんな権限は私たち持っていないというのが実情であります。

逆に、私たちがやっているのは、とにかくホストクラブはだますためにやっている詐欺商法なので、行かないでくださいということを繰り返し言っているのです。なんです、そここのところは報道されずに、ホストに対して便宜を図っているかのような話をされているのですね。私たち取り締まる権限を持っていないので、ただ、彼らにはこれ以上人を苦しめる、人を破滅させるような商売はやめてくださいということは繰り返し言っています。彼らはどうしても我々一般社会と常識の違うところがありますので「あなた方の言っていることはおかしいですよ」とか、そこは指摘をしてくれているのです。

そのことによって、少しずつ改善はしてきたのですが、実際、警察への相談件数も減ってきてはいるのです。今、青母連さんという被害者を支援する団体、そちら、もともと玄さんなので、仁藤さんとちょっと今、仲が悪くなっているところですけども、玄さんのところも、新宿の相談者はほとんどなくなってきて、全国の相談に対応しているというお話なのですね。我々としては、地元で発生した案件に関しては、通常住民の方向けに開いている無料の法律相談を、通常30分なのですが1時間に延長して、同じ件では1回しか相談できないことも、2回相談できますというふうに変更をしまして、なおかつ早い

時間に来られない方々が多いので、夕方ご相談できるように、時間も延長してお受けするという形をとらせていただいています。そのことによって、法的に取り立てを無効化させるですとか、犯罪行為と思しき場合は、警察に告発するとか、そういったような対応をさせていただいているというのが今の状態です。

そこで被害が出なければ、本来いわゆる街娼とかをやらなくても、性風俗に身をやつすこともなくいくのですが、これはもうご本人たちがまず、これは支援団体の方もそうですし、警察の方とお話ししてもそうなのですが、マインドコントロールにはまってしまっていますので、「あなたは被害者だ」ということを繰り返し説明しても、自分が被害者だということを認識できていないので、訴えていさえすれば、違法行為であれば、もう警察に入ってもらうことができますし、違法な契約状態であれば、私たちの法律相談を通じて、通常受任しないのですね、法律相談って。商売にはいけないということで。ただ、今回は受任もできるようにしてありますので、そうすると、もうそこで、例えば恋愛商法であるとか消費者契約法というのがあるのですけれども、そこで無効な契約として認定することができる、判断できれば、もう法的な措置をとってしまえば、借金なくなってしまうのですよ、その人は。

ということがあるのですが、訴えてきてくれないというのが実情で、去年の12月から窓口を開設しているのですが、10件ほどですね、ご相談に来られたの。中身については、私たち守秘義務があるので、中身はちょっとお話しできないのですけれども、なかなか自分が被害者だと認識していないで相談に来ているようなパターンもあるようではあります。

(区長) うちの危機管理課のほうで窓口をやっています。あと、ネットでの申込みもできるようになっていたかなと思います。